

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年1月24日
【会社名】	株式会社ダイオーズ
【英訳名】	Daiohs Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大久保 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【電話番号】	03(5220)1122(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 稲垣 賢一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【電話番号】	03(5220)1122(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 稲垣 賢一
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1【提出理由】

2023年1月24日付けで、会社法319条の規定(株主総会の決議に代わる書面決議)により、当社臨時株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年1月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社株式の譲渡について当社取締役会の承認を必要とする定款の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。また、監査役会に関する定款の定めを削除する。変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>80株</u>とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p><新設></p> <p>第8条～第12条 <条文省略></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第14条～第28条 <条文省略></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>14,000,000株</u>とする。</p> <p><削除></p> <p>(株式の譲渡制限)</p> <p>第7条 <u>当社の株式を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株式に関して担保権を有する者が担保権を実行(法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。)することに伴い、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得が行われる場合は、取締役の承認があったものとみなす。</u></p> <p>第8条～第12条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第13条～第27条 <現行どおり></p> <p>第5章 監査役</p>

<p>(員数) 第29条 当社の監査役は、<u>3名以上とする。</u></p> <p>第30条～第31条 < 条文省略 ></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第34条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第37条～第40条 < 条文省略 ></p> <p>(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第42条～第46条 < 条文省略 ></p>	<p>(員数) 第28条 当社の監査役は、<u>1名以上とする。</u></p> <p>第29条～第30条 < 現行どおり ></p> <p>< 削除 ></p> <p>第31条～第34条 < 現行どおり ></p> <p>(報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役の過半数の同意を得て定める。</u></p> <p>第36条～第40条 < 現行どおり ></p>
--	---

第2号議案 監査役1名選任の件

上記第1号議案の定款一部変更の効力が生じることを条件として、2023年1月24日付で、監査役として、宮崎賢司を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	24	0	-	(注)1	可決 100
第2号議案 宮崎 賢司	24	0	-	(注)2	可決 100

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上